

# 平成31年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際協力事業、広報事業等の各種事業を実施する。

## I 電子マニフェスト事業

平成31年度は「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に掲げられた電子マニフェスト普及目標（2022年度において普及率70%）を目指し、環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ（平成30年10月）」を踏まえ、JWセンターが策定した「電子マニフェスト事業中期計画（第7次：平成30～32年度）」に基づき、引き続き、普及の促進並びにシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開する。

### 1. 平成31年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率)(※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
平成30年度 実績見込み	3,600	24,400	164,500	192,500	20,000	8,900	221,400	28,900,000 (58%)
平成31年度 見通し	3,700	26,000	174,000	203,700	21,000	9,200	233,900	30,700,000 (61%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

### 2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、国、地方公共団体、（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの義務化に適切に対応するとともに、マニフェスト利用件数の多い排出事業者への普及促進を図る。
- 2) 産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的少ない下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機会を設けるなど加入の働きかけを強化する。
- 3) 国、地方公共団体等が発注する公共工事での電子マニフェストの利用を促進するため、公共工事の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等の公共工事の発注部局に対し、公共工事における電子マニフェストの利用の促進を要請する。

## (2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して、全国的な電子マニフェスト導入説明会（導入実務説明会、操作体験セミナー）を開催する。

## (3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図るとともに、操作説明会の開催など加入者サポートの充実を図る。

## (4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

- 1) 平成30年度に開発した電子マニフェストシステムの現場登録支援機能の運用を開始する。
- 2) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

## 3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新の検討

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

また、電子マニフェストシステムの次期システム機器更新（2021年1月予定）に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再構築の検討を進める。

## 4. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つなど幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の集計・解析結果の提供、マニフェストの記載事項等、電子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組む。

## 5. 電子マニフェストの利用促進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、大会期間中の廃棄物管理に電子マニフェストが有効利用できるよう協力を進め、併せて利用促進を図る。

## II 教育研修事業

### 1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程

なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。

- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程

3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。）

1 課程

(1) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	133 回	13,550 名
2) 更新講習会	175 回	21,850 名
3) 特管責任者講習会	121 回	16,550 名
4) PCB講習会	6 回	650 名
計	435 回	52,600 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) Web申込みの普及拡大

引き続き、Webによる受講申込者の受講料の値引きを実施し、その普及拡大を図るとともに、2022年度からのWeb申込み一本化に向けて、運用方法やシステム改善等を検討する。

(4) 労働安全衛生の向上

産業廃棄物処理業の労働災害の防止及び安全衛生の向上に資するため、テキストに沿った視聴覚教材（ビデオ）を作成し、講習会やホームページ等で広く周知するとともに、更新講習会においても安全衛生を講義科目に加えるなど2020年度以降の講習会カリキュラムの見直しを検討する。

## 2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」を昨年度に引き続き実施する。業種に特化した研修会として平成30年度に実施した建設業に加えて、平成31年度は環境省事業の優良事例集を活用し食品関連産業に特化した研修会を関係団体等の協力を得て実施する。

また、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を引き続き実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会	10 回	500 名
(2) 産業廃棄物マネジメント研修会（建設業）	4 回	200 名
(3) 産業廃棄物マネジメント研修会（食品関連産業）	3 回	150 名
(4) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	1 回	50 名
計	18 回	900 名

## III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた

基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

#### IV 調査事業

- (1) 国内外の廃棄物情報の有効活用に関する先進事例を踏まえ、国、自治体、事業者等における電子マニフェスト情報の有効活用方策の検討のための調査を実施する。
- (2) 電子マニフェストの普及促進及び電子マニフェストによる量的捕捉率の拡大に向けて、産業廃棄物の委託量が多い業種である建設業、下水道業等を対象に、マニフェストの使用実態や電子マニフェスト導入の課題等に関する調査を実施する。
- (3) 資料の収集、関係会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

#### V 国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

##### (1) 情報交換等の推進

日韓台ネットワーク会議を通じ、韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流、情報交換等を進めるとともに、アジア諸国の有害廃棄物等の管理に関する情報収集等を行う。

##### (2) 政府の関係事業への協力等

政府が実施する我が国循環産業の戦略的国際展開・支援事業について、関係団体等との連携を図りつつ、国際協力を進める。

#### VI 広報事業

##### 1. JW懇話会

JWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を実施する。

##### 2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。

- (1) 発行回数 年4回（季刊）
- (2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

##### 3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍「廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（平成31年版）」の編集及び販売協力を行う。

##### 4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業など JWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、定期的なメールマガジンの送信により、JWセンター関係者（電子マニフェスト加入者や講習会等の受講者を含む。）に対する情報提供を行う。

## Ⅶ その他の公益事業等

### 1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係 3 団体の共催による全国大会を開催する。

- (1) 名 称 第18回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
- (2) 開 催 日 2019年11月15日（金）
- (3) 場 所 兵庫県神戸市
- (4) 主 催 (公社) 全国産業資源循環連合会  
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団  
JWセンター

### 2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第 13 条の 15 第 1 項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成 31 年度出えん要請に基づき、出えんする。

出えん額は、環境大臣の出えん要請額の範囲内で、理事会の承認を得た額とする。

### 3. JWセンターの業務・情報システムの再構築

管理システムをはじめとする JWセンターの業務・情報システムの再構築の検討を進める。また、平成 30 年度に再構築（リニューアル）したホームページの公開を行う（2019 年 5 月予定）。

### 4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である ISO 27001（平成 31 年 3 月末認証取得予定）の実践・維持向上に努める。

## Ⅷ その他

### 1. 消費税率改正の対応

消費税法改正による消費税率の引上げ（8%→10%：2019年10月1日適用予定）に伴い、JWセンターが設定する料金等に関する対応は以下のとおりとする。

なお、各料金については、関係規程の整備等必要な措置を講ずる。

- (1) 新税率を適用し料金を変更するもの（税抜き料金は、変わらない）
  - 1) 電子マニフェスト利用料金
  - 2) 書籍
- (2) 現行の税込み料金を据え置くもの（税抜き料金を値下げする）
  - 1) 講習会・研修会の受講料及び付帯業務に係る手数料
  - 2) 感染性廃棄物容器評価の評価料金